受動喫煙の防止に係る事業結果概要報告書

事業を実	事業場の											
施した事	名称											
業場	業種	①既存特定飲食提供施設(<u>助成率2/3</u>)										
		24	その他	(助成2	率1/2)						
事業の実施				日間	着工:		年		月	日		
期間(注1)					完了:		年		月	日		
交付申請対象		(健康増進法の既存特定飲食提供施設)										
※該当する番号に○を付す		① 喫煙専用室の設置 ② 指定たばこ専用喫煙室の設置										
こと		(健康増進法の第二種施設)										
		3	屋外噂	2煙所の	の設置							
喫煙専用室等の面積		A		喫煙専	用室等の	В		(参え	考・想定	三利用人	(A/	B=)
			$\phantom{aaaaaaaaaaaaaaaaaaaaaaaaaaaaaaaaaaa$	想定利	用人数		人	数1/	人当たり)の面		m²/人
								積)				
事業の概要	•											
(注2)												
		(あり ・ なし) ※いずれかに○を付すこと。										
交付決定された内容		交付決定内容の変更を行った場合の承認日とその文書番号										
の変更		1	3	年	月	日	付け					号
		2	:	年	月	日	付け					号
助成対象経費(税込)		С	<u></u>									円
(注3)		(参考・喫煙専用室等の単位面積当たり助成対象経費C/A=										
							_					円/m²)
助成金申請	金額(注											
4)												円

- 注1 事業の完了とは、工事が完了し、費用の支払いが終了することをいう。
- 注2 受動喫煙の防止に係る事業を実施した場所、仕様等の内容を記載すること。また、事業完了後の図面 及び写真を添付すること。
- 注3 受動喫煙防止対策助成金交付決定通知書(交付決定された内容の変更がある場合は受動喫煙防止対策助成金交付決定内容変更承認通知書)で通知された金額を書くこと。ただし、実際にかかった工事費用等が事前に通知された助成対象経費よりも少ない場合には、その額を記載すること。
- 注4 助成対象経費の2分の1 (※喫煙専用室の設置等の措置を講じる事業場が健康増進法 (平成14年法律第103号) に規定する既存飲食提供施設で料理店、飲食店の事業を営んでいる中小企業事業者の場合、3分の2) 又は100万円の低い方の額を記載すること (千円未満は切捨て)。